

標 題 : 総務省「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」(通知)
発信番号 : 自治労情報2023第0223号
発信日付 : 2023年12月28日
宛先(団体) :
宛 先 : 各県本部委員長様
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は12月27日、通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」を发出了。本通知を参考に、とくに以下の点について、春闘期における要求・交渉等での点検・追求をお願いします。

また、総務省のホームページで公表された集計表(全自治体の回答がまとめられたもの)も添付しますので、県内単組の状況把握にもご活用ください。

○適切な給与決定

遡及改定の実施と、2024年度からの勤労手当支給についてあらためて適切に対応するように求めています。さらに、財源についても下記の通り、明確に示されています。

会計年度任用職員の給与改定に伴い必要となる財源については、本年11月10日に公表された「令和5年度補正予算(第1号)に伴う対応等について」で示されたとおり、確保されるとともに、会計年度任用職員の勤労手当の支給等に伴い必要となる財源については、本年12月22日に公表された「令和6年度地方財政対策のポイント及び概要」で示されたとおり、確保される見込みとなったこと。

○適切な勤務時間の設定

通知では、フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについて、「一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのかあらためて検証の上、慎重に判断する必要がある」としています。

総務省は、引き続き「時間外勤務を含めた勤務時間の実績を踏まえ、任期を通じた一定の業務量を見込むことができる場合には、当該見込みに基づき勤務時間の見直しを行うことが必要」と助言しており、組合としても、実態に応じた設定・任用となるよう当局に見直しを求めます。

○再度の任用について

本通知では再度の任用について下記の2点が示されています。

- ・前年度に同一の職務内容の職に任用されていた者について、客観的な能力の実証の一要素として、前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能であること。
- ・また、結果として複数回の任用が繰り返された後に、再度の任用を行わないこととする場合には、事前に十分な説明を行う、他に応募可能な求人を紹介する等配慮をすることが望ましいこと。

再度の任用の能力実証の方法として、勤務実績によることが可能と明示されていることから、公募によらない任用回数上限の撤廃をめざすとともに、公募される場合においても在職者の勤務実績をもとにした選考・任用がされるよう引き続き交渉・協議をお願いします。

添付ファイル :

- 01_会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知).pdf
- 02_令和5年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果(任用件数等)【別添1】.pdf

03_令和5年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）【別添2】.pdf
04_R5会計年度施行状況調査結果（施行状況等）【別添3】.pdf
参考_集計表.xlsx